

建設業における 適正な取引の推進に向けて！



**国土交通省九州地方整備局
建政部建設産業課**

元請・下請間の取引で次のような事例はありませんか？

不当に低い請負代金になっていませんか？ 法定福利費を減額されていませんか？

- 元請が下請と十分な協議を行わず、合理的根拠なく、1千万円の工事を六がけの6百万円で契約することを要求してくる。
(いわゆる「指値」)
- 追加工事が生じたのに元請が下請との変更契約協議に応じない。
- 元請が、見積書に計上している法定福利費を採用してくれない。
- 価格協議に際し、見積総額で協議したため、結果として必要な法定福利費が減額された。

- 「地位を不当に利用」し、「原価に満たない金額」で下請契約することは、建設業法に違反するおそれがあります。
- 工事内容の変更(増工)をしたのに、それに見合った請負代金の増額をしないことは、建設業法に違反するおそれがあります。
- 法定福利費は「通常必要と認められる原価」のため、一方的に削減することは、建設業法に違反するおそれがあります。
- 労務費をもとに算定される法定福利費は、本来、価格協議の対象とはなりません。必要な法定福利費を減額することは、建設業法に違反するおそれがあります。

建設業法(不当に低い請負代金の禁止)

第十九条の三 注文者は、自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約を締結してはならない。

- 社会保険の保険料は建設業者が義務的に負担しなければならない「法定福利費」であり、「通常必要と認められる原価」に含まれる。そのため、見積時から法定福利費を必要経費として適正に確保する必要がある。
- 下請負人の見積書に法定福利費が明示されているにもかかわらず、元請負人がこれを尊重せず、一方的に削減したり、実質的に法定福利費相当額を補うことができない金額で請負契約を締結することは、厳に慎むこと。

「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」(抜粋) (以下「ガイドライン」という。)

見積書は法定福利費等の内訳を明示していますか？

- 元請が下請に対し、ガイドラインで規定された法定福利費を内訳明示した見積書の提出を求めている。
- 下請が元請に対し、労務費その他の経費の内訳を明示せず、見積書を提出した。

- 元請は、見積条件提示の際、法定福利費を内訳明示した見積書を提出するよう下請に働きかけなければなりません。
- 下請は、労務費その他の経費の内訳を明らかにして、見積を行うよう努めなければなりません。

建設業法(建設工事の見積等)

第二〇条 建設業者は、建設工事の請負契約を締結するに際して、工事内容に応じ、工事の種別ごとの材料費、労務費その他の経費の内訳並びに工事の工程ごとの作業及びその準備に必要な日数を明らかにして、建設工事の見積りを行うよう努めなければならない。

※「その他の経費」とは、法定福利費、材料費、共通仮設費、現場管理費、安全衛生経費等です。

- 元請負人は、専門工事業団体等が作成した標準見積書の活用等による法定福利費相当額を内訳明示した見積書を提出するよう下請負人に働きかけるとともに、提出された見積書を尊重して下請負契約を締結しなければならない。「ガイドライン(抜粋)」

見積書 記載例	
工事費	8,000,000円
□□費	500,000円
○○費	600,000円
法定福利費 注①	900,000円
総額	10,000,000円

注②	
左記工事に占める労務費相当額	5,625,000円
法定福利費の計算	労務費 × 社会保険料率
	5,625,000 × 0.16 注③

- 注① 法定福利費を内訳明示してください。
- 注② 労務費相当額を明示し、算定根拠を明らかにしてください。
- 注③ 社会保険料率は地域ごとに異なります。
※詳細は、各専門工事業団体毎の「標準見積書作成手順書」をご確認ください。

適正な社会保険に加入していますか？

- 下請が社会保険料負担の削減を目的として、一人親方と請負契約しているが、実態は労働者(社員)と同様な働き方になっている。
(いわゆる「偽装一人親方」)
- 個人事業所が社会保険料負担の削減を目的として、5人以上の労働者を雇用しているのに5人未満と偽り、健康保険、厚生年金保険に加入していない。

- 下請の指揮監督下において、労務を提供し、その対価が支払われている一人親方は、「請負契約」ではありません。そのため、労働者(社員)として、「雇用契約」し、適正な社会保険に加入する必要があります。
- 5人以上の労働者を雇用していれば、健康保険、厚生年金保険に加入する必要があります。

民法(請負)

第六三二条 請負は、当事者の一方がある仕事を完成することを約し、相手方がその仕事の結果に対してその報酬を支払うことを約することによって、その効力を生ずる。

- 当該一人親方が工事を請け負う個人事業主か、雇用契約すべき労働者かを確認する必要があります。確認には「働き方の自己診断チェックリスト」を参考にし、必要に応じて、雇用契約・社会保険の加入を促してください。
- 「社会保険の加入に関するガイドライン」の「適切な保険」の確認シートを参考に適切な社会保険に加入してください。

元請・下請間の取引で次のような事例はありませんか？

資材高騰に対応した価格転嫁が適正に行われていますか？

発注者

- 請負契約書に**スライド条項の規定**を設けていない。
- 受注者から、請負契約書に基づき**スライド協議の申し出があっても応じない**。



○スライド条項が規定された「建設工事標準請負約款」を使用し、スライド条項の適切な設定・運用をお願いします。
○契約締結後において、受注者から協議の申し出があった場合には適切に協議に応じ、状況に応じた必要な変更契約を実施するようお願いします。
なお、協議を行わない場合は、「優越的地位の濫用」となるおそれがあります。

元請・下請

- 請負契約書において、**価格変動時における変更契約を認めない旨を記載**している。
- 下請から、請負契約書に基づき**スライド協議の申し出があっても応じず**、資材高騰分を下請に負担させている。



○スライド条項が規定された「建設工事標準請負約款」を使用し、スライド条項の適切な設定・運用をお願いします。
○多くの場合、元請の方が取引上の立場が強いため、下請は価格転嫁を言い出しにくい状況にあります。積極的に協議の場を設けることが必要です。
なお、協議を行わない場合は、「優越的地位の濫用」となるおそれがあります。

※ 公正取引委員会は、『**労務費、原材料費、エネルギーコスト等のコストの上昇分を取引価格に反映せず、従来どおりに取引価格を据え置くことは、独占禁止法上の優越的地位の濫用の要件の1つに該当するおそれがある**』と明確化しています。

公正取引委員会は、原油価格の大幅な値上がり等を受けて、令和4年6月に「優越的地位の濫用」についての緊急調査を行い、調査の結果、**注意喚起文書の送付や事業者名を公表**しています。

適正な工期を考慮していますか？

発注者・元請等

- 適切な工期が確保されていない場合、**工期内に工事を完成させるため、労働者が長時間の時間外労働**を行っている。
- 建設業では他産業と比較しても**週休2日の普及が遅れている**。



○違法な時間外労働を前提として設定された工期は「**著しく短い工期**」となり、建設業法に違反するおそれがあります。



○将来の担い手確保の観点から**週休2日の確保など働き方改革の推進**が求められています。

建設業法(著しく短い工期の禁止)
第十九条の五 注文者は、その注文した建設工事を施工するために**通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない**。

○令和6年4月以降、上限規制を上回る違法な時間外労働時間を前提として設定された工期は、たとえ、**発注者と受注者が合意していても「著しく短い工期」と判断**されます。「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン(第4版)」(抜粋)

○改正労働基準法(平成31年4月施行 建設業については令和6年4月から適用)

時間外の労働の上限規制

・原則として月45時間、年360時間

・臨時的な特別な事情がある場合でも上回ることでない上限

①時間外労働時間が年720時間以内

②時間外労働と休日労働の合計が月100時間未満

③時間外労働と休日労働の合計について、2～6ヶ月の平均が全て1月当たり80時間以内

④時間外労働が月45時間を超えることができるのは、年6ヶ月が限度

※災害の復旧・復興の事業に関しては、上記②③は適用されません。

立入検査時 重点確認事項

- 下請からの見積書について、標準見積書を用い、適正に「**法定福利費**」、「**労務費**」が明示されているか確認する。
- 下請からの見積書について、価格協議の過程で**法定福利費・労務費が減額・圧縮**されていないか確認する。
- 下請からの見積書について、内訳毎ではなく、**見積総額一式で協議**されていないか確認する。
- 一人親方については、見積依頼書等で「**請負内容**」を確認し、「**個人事業主**」か「**労働者(社員)**」かの確認を行う。
- 個人事業所については、**適正な社会保険**に加入しているか「**作業員名簿**」等で確認する。
- 下請の申し出に対し、元請が**スライド協議**に応じているか、**適切な変更契約を実施**しているか確認する。
- 工事施工に際し、工事内容・施工条件を踏まえ、**適正な工期**が確保されているか確認する。

インボイス制度の導入について

令和5年10月から消費税のインボイス制度(適格請求書等保存方式)がスタートします。制度開始の10月から事業者がインボイスを発行するには令和5年3月までに税務署にインボイス発行業者の登録申請を行う必要があります。

- 免税事業者は、インボイス制度導入にあたり、以下について判断する必要があります。
 - ・適格請求書発行事業者の登録をし、消費税の申告・納税をする。
 - ・免税事業者として活動を続ける。
- ※仕入税額控除が適用されないため、取引が減少する可能性があります。



国税庁ホームページ
インボイス制度公表サイト →

CCUSについて

建設キャリアアップシステム(CCUS)は、技能者の資格や現場での従業履歴等を登録・蓄積し、技能・経験の客観的な評価を通じた技能者の適切な処遇や現場管理につながる仕組みで、業界団体と国が連携して官民一体で普及を進めています。

CCUSが普及することで、若い世代への建設業のイメージアップとなり、若手技能者の入職・定着促進につながることを期待されます。

これらの効果を十分に発揮するためには、事業者にも技能者にも広く普及することが不可欠です。

CCUSの事業者登録及び技能者登録をお願いします。



CCUS
ポータルサイト →



法令遵守相談窓口について

建設業の法令違反に関する通報窓口

『なくそう違反、あつたら通報!』

1 駆け込みホットライン

TEL 0570-018-240
FAX 0570-018-241

E-mail : hqt-k-kakekomi-hl@gxb.mlit.go.jp
※ナビダイヤルの通話料は発信者の負担となります。

【受付時間】 10:00~12:00,13:30~17:00
(土日、祝日、閉庁日を除く)

- 主に国土交通大臣許可業者を対象に建設業に係る法令違反行為の通報を受け付けます。
- 法令違反の疑いがある建設業者には、必要に応じ立入検査などを実施し、違反行為があれば指導監督を行います。



リーフレット

建設業に関する総合的な相談窓口

『建設業に関する様々な相談を受け付けます!』

2 建設業フォローアップ相談ダイヤル

TEL 0570-004-976

E-mail : hqt-kensetsugyou110@gxb.mlit.go.jp

※ナビダイヤルの通話料は発信者の負担となります。

【受付時間】 10:00~12:00,13:30~17:00
(土日、祝日、閉庁日を除く)

- 労務単価、品確法の運用指針、社会保険加入対策などの建設業に関する様々な相談を総合的に受け付けます。

- 加えて、建設業法令遵守ガイドラインの内容や、取引に関する法令上の規定などを確認したい場合の相談も受け付けます。



リーフレット